

区分	男女の賃金の差異
全労働者	48.2%
うち正規労働者	64.5%
うち非正規労働者	39.5%

○対象期間：令和4年度(R4.4.1~R5.3.31)

○非正規雇用労働者：契約職員、パート

○賃金：通勤手当等を除く